

感染症予防対策支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉佐野市市内においてコンベンションを開催する主催者が、参加者に対して新型コロナウイルス感染症予防対策を行うための経費について、予算の範囲内で助成するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付対象は、泉佐野コンベンションビューロー 開催助成金交付要綱（以下「開催助成金交付要綱」という。）に基づく交付対象に該当するものとする。

2 参加者が100人以上かつ当ビューロー会員の宿泊施設に参加者の延べ宿泊数が50人以上あるものについては交付対象とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、コンベンション開催に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策に係る経費とする。

(例示)

- ・飛沫防止パネルの制作、非接触体温計、マスク、アルコール消毒液等の購入費
- ・サーモカメラ等検温用の体温測定器、空気清浄機等のレンタル料
- ・オンライン配信のための映像配信機機材の使用料、Wi-Fi環境の整備等に伴う経費
- ・ソーシャルディスタンス確保のための追加会場費（全会場費の30%を上限）

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし、下表に掲げる参加者数の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額を上限とする。

参加人数	延べ宿泊数	上限額
100人以上	50人以上	100,000円
300人以上	150人以上	200,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 開催プログラム等、コンベンションの概要がわかるもの
- (3) 助成対象となる経費の見積書又は経費内訳のわかるもの

(助成金の交付決定)

第6条 代表理事は、第5条による申請があったときは、その内容を審査し、助成対象と認められた場合は、速やかに助成金の交付決定を行い、感染症予防対策支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第7条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において申請にかかる事項を変更しようとするときは、あらかじめ感染症予防対策支援助成金変更(取消)承認申請書(様式第3号)を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

(助成金の変更承認)

第8条 代表理事は、第7条による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、感染症予防対策支援助成金変更(取消)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第9条 申請者は、助成事業を完了したときは、その日から30日を経過した日までに、次の各号に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 感染症予防対策支援助成金実績報告書兼助成金交付請求書(様式第5号)
- (2) 助成対象となる経費が支払われたことを証明する書類(領収書等の写し)
- (3) コンベンション実施状況が分かる写真等
- (4) コンベンション参加者名簿(付表5-1)

2 前項第3号及び第4号の書類については、開催助成金交付要綱第10条の助成事業実績報告書を提出している場合は省略することができる。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第10条 代表理事は、第9条による実績報告があったときは、その審査を行い、交付する助成金の額を確定し、感染症予防対策支援助成金額の確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消)

第11条 代表理事は、申請者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第1項の場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和5年3月31日までに開催されるコンベンションに適用する。